

廃炉発官R2第232号
令和3年1月7日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」及び「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
スラリー安定化処理設備設置に伴い、下記の通り変更を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2.16 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設

2.16.5 スラリー安定化処理設備

本文

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う基本設計及び基本仕様の新規記載

添付資料－1

- ・全体概要図及び系統構成図について新規記載

添付資料－2

- ・スラリー安定化処理設備に関する構造強度及び耐震性等の評価結果について新規記載

添付資料－3

- ・建屋の構造強度及び耐震性に関する評価結果について新規記載

添付資料－4

- ・スラリー安定化処理設備の具体的な安全確保策について新規記載

添付資料－5

- ・スラリー安定化処理設備に係る確認事項について新規記載

添付資料－6

- ・スラリー抜出後H I C（高性能容器）の再利用について新規記載

添付資料－7

- ・建屋の遮へいに関する構造図について新規記載

III 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3章 体制及び評価

第5条

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う変更

第6章 放射性廃棄物管理

第40条，第42条の2

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う変更

第10章 保安教育

第80条

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う変更

附則

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第5条

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う変更

附則

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う変更

第3編 (保安に係る補足説明)

2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理

2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加

2.2 線量評価

2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集

別冊9 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設に係る補足説明

I 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設の構造強度及び耐震性について

- ・スラリー安定化処理設備設置に伴う記載の追加

以上